指定指導係
令和３年度報酬改定における主な変更事項について

（１ページ目）
表紙

（２ページ目）
令和 3 年度に障害福祉サービス等報酬改定が行われ、基本的な考え方とその対応等について厚生労働省より示されております。既に義務化されているものもありますが、ここではその中でも特に重要な変更事項について説明します。

（３ページ目）
報酬改定におきましては、①障害者の重度化、高齢化を踏まえた地域移行、地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等、②効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応、③医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進、⑤感染症や災害への対応力の強化、⑥障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し、以上の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しが図られております。

（４ページ目）
就労継続支援Ａ型については、基本報酬の算定に係る実績について、これまでの「1 日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の 5 つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直されました。このスコア方式による評価内容を事業所のホームページ等を通じて全て公表することが義務付けられており、未公表の場合には基本報酬を減算することとなります。

（５ページ目）
全サービスに、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化及び業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化が位置付けられております。いずれの事項も 3 年間の経過措置が設けられているため、令和 6 年 3 月 31 日（令和 5 年度）までは努力義務となりますが、義務化までに事業所としての体制整備をして頂きますよう、ご対応よろしくお願いいたします。

（６ページ目）

また、厚生労働省より示されております「障害福祉サービス等における新型コロナウイルス感染症発生時・自然災害発生時の業務継続ガイドライン」も参照ください。なお、本市におきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる感染者が発生した場合には、ウェルネットなごやにて掲載してあるとおり、発生報告をお願いしております。本資料 69 ページにも掲載しておりますのでご確認ください。

（７ページ目）

障害者虐待防止の更なる推進のため運営基準に、「従業者への研修実施」、「虐待防止委員会の設置等の義務化」、「虐待の防止等のための責任者の設置の義務化」が盛り込まれております。こちらは令和 4 年 3 月 31 日（令和 3 年度）までは努力義務となっております。義務化までに体制の整備をして頂きますよう、ご対応よろしくお願いいたします。本資料 48 ページにて虐待に関しての資料も掲載しておりますので、ご参照ください。

（８ページ目）

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）を追加するとともに、減算の追加がされております。なお、令和 4 年 3 月 31 日（令和 3 年度）までは努力義務となっており、令和 4 年 4 月 1 日（令和 4 年度）より義務化となりますが、減算の適用については令和 5 年 4 月 1 日（令和 5 年度）からとなります。

また、訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定が設けられ、①の記録については令和 3 年 4 月 1 日（令和 3 年度）より義務化され、②～④の取組みについては令和 4 年 4 月 1 日（令和 4 年度）より義務化となります。なお、新たに「身体拘束廃止未実施減算」が創設されましたが、減算の適用に関しては令和 5 年 4 月 1 日（令和 5 年度）からとなります。

（９ページ目）

障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場環境維持（ハラスメント対策）を求めることとされており、既に義務化されております。参考資料として厚生労働省より指針が示されているため、ぜひ参考にして頂き、ご対応をよろしくお願いいたします。

（１０ページ目）

以上が令和 3 年度報酬改定にて特に重要な変更点となりますが、ここで紹介した事項については一部となります。事業者におかれましては、関係箇所について必ず確認の上、事業運営を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、資料 12 ページにて実地指導等における重点項目、17 ページに実地指導における主な指摘事項を掲載しております。基準省令や報酬告示等関係法令はもちろん、こちらも併せてご確認をお願いします。

（１１ページ目）

最後に、事業所の方々向けの様々な情報につきましてはウェルネットなごやを通じて発信しております。新着情報についてはフェイスブック、ツイッターでウェルネットなごやへの掲載をお知らせしていますので、気づかなかったなどの確認漏れを防ぐ意味でも、ぜひフェイスブック、ツイッターで障害者支援課を登録いただくようお願いいたします。登録の方法は資料集最終ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。